

◎ 国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るための国家戦略特別区域法等の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本理念） 第三条〔略〕</p> <p>第三条の二 この法律の運用に当たっては、その公正性及び透明性を確保するものとし、いやしくも特定の者に不当な利益を与え、国民の疑惑や不信を招くこととなってはならない。</p> <p>（議事参与の制限） 第三十四条の二 第三十三条第一項第四号に掲げる議員は、議事に関する事項について特別の利害関係を有する場合その他議事に参与することによりその公正性が損なわれるおそれがある場合として政令で定める場合には、その議事に参与することができない。</p> <p>（学識経験者等の意見を聴く場合における公正性の確保のための体制の整備等） 第三十七条の八 内閣総理大臣及び関係各大臣は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形</p>	<p>（基本理念） 第三条〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

成に関する施策の策定及び実施に当たり学識経験者その他の関係者の意見を聴く場合において当該施策の策定及び実施における公正性が損なわれることのないよう、その適正な策定及び実施を確保するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十八条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法 第二条の三 に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

2
〔略〕

(構造改革特別区域において実施される事業との連携)

第三十八条 内閣総理大臣は、第五条第七項の規定による募集に応じ行われた提案であつて、構造改革特別区域法 第二条の二 に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについては、同法第三条第四項に規定する提案とみなして、同項の規定を適用する。

2
〔略〕

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の三）</p> <p>第二章～第五章 〔略〕</p> <p>第六章 雑則（第四十六条の二―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（公正性及び透明性の確保）</p> <p>第二条の二 この法律の運用に当たっては、その公正性及び透明性を確保するものとし、いやくも特定の者に不当な利益を与え、国民の疑惑や不信を招くこととなつてはならない。</p> <p>（関連する施策との連携）</p> <p>第二条の三 〔略〕</p> <p>（学識経験者等の意見を聴く場合における公正性の確保のための体制の整備等）</p> <p>第四十六条の二 内閣総理大臣及び関係各大臣は、構造改革特別区域における構造改革の推進等に関する施策の策定及び実施に当たり学識経験者その他の関係者の意見を聴く場合において当該施策の策定</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章～第五章 〔略〕</p> <p>第六章 雑則（第四十七条―第五十条）</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p> <p>（関連する施策との連携）</p> <p>第二条の二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

及び実施における公正性が損なわれることのないよう、その適正な策定及び実施を確保するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章〔略〕</p> <p>第六章 雑則（第六十八條の二―第七十一條）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>第三条の二 この法律の運用に当たっては、その公正性及び透明性を確保するものとし、いやくも特定の者に不当な利益を与え、国民の疑惑や不信を招くこととなつてはならない。</p> <p>（国の責務）</p> <p>第四条 国は、前二條に定める基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章〔略〕</p> <p>第六章 雑則（第六十九條―第七十一條）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第四条 国は、前條に定める基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 〔略〕</p>

(指定地方公共団体の責務)

第五条 指定地方公共団体(第八条第九項に規定する指定地方公共団体及び第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。次条において同じ。)は、第三条及び第三十二条の二に定める基本理念のつとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(学識経験者等の意見を聴く場合における公正性の確保のための体制の整備等)

第六十八条の二 内閣総理大臣及び関係各大臣は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の策定及び実施に当たり学識経験者その他の関係者の意見を聴く場合において当該施策の策定及び実施における公正性が損なわれることのないよう、その適正な策定及び実施を確保するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(指定地方公共団体の責務)

第五条 指定地方公共団体(第八条第九項に規定する指定地方公共団体及び第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。次条において同じ。)は、第三条に定める基本理念のつとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(新設)